

設計検査必要書類チェックシート (共同建て 用)

◎確認申請と併せて申請される場合は、重複する図面の提出は不要です。

書類・設計図書		部数
☐	設計検査申請書(第一面～第三面)	2部
☐	設計検査申請書(第四面) (平成24年10月31日までに借入申込みを行ったお客様がフラット35Sを利用する場合のみ提出)	
☐	委任状 (申請者以外の代理人が手続きを行う場合のみ提出)	1部
☐	管理規約案 又は マンション管理規約事前確認通知書(写し) (作成していない場合は、竣工現場検査申請時に提出)	2部
☐	長期修繕計画書案 (作成していない場合は、竣工現場検査申請時に提出)	
☐	付近見取図、配置図、平面図	
☐	立面図(2面以上)、矩計図、断面図、仕上表	
☐	各住戸部分、非住宅部分の床面積計算図	
☐	敷地面積計算図	
☐	○敷地内に既存建築物がある場合 ・既存建築物の床面積計算図 (住宅部分及び非住宅部分に区分したもの)	
☐	機構監修の住宅工事仕様書 (著作権上の理由によりコピーしたものは利用出来ません)	1部
☐	○建築確認を他機関で受け、適合証明を当センターで申請する場合 ・確認済証(写し) ・確認申請書(第一面～第五面)(写し) ・検査済証(写し) (交付されている場合のみ提出)	
☐	その他検査に必要な書類	
☐		

◆フラット35Sを申請する場合、追加になる書類及び設計図書

書類・設計図書		部数
☐	設計内容説明書	2部
☐	設計内容説明書に付随する図面、構造計算書等	
☐	○省エネルギー性で、以下の書類を利用する場合 所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることを証する書類(写し) (設計検査申請時に提出できない場合は、適合証明書交付前までに提出)	
☐	○耐久性・可変性を利用する場合 所轄行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類(写し) (設計検査申請時に提出できない場合は、適合証明書交付前までに提出)	2部

竣工現場検査必要書類チェックシート (共同建て 用)

○通常の場合

書類・設計図書		部数
☐	竣工現場検査申請書(第一面～第三面)	2部
☐	竣工現場検査申請書(第四面) (平成24年10月31日までに借入申込みを行ったお客様がフラット35Sを利用する場合のみ提出)	
☐	管理規約案 又は マンション管理規約事前確認通知書(写し) (既に提出している場合は不要)	
☐	長期修繕計画書案(写し) (既に提出している場合は不要)	
☐	委任状 (申請者以外の代理人が手続きを行う場合のみ提出)	1部
☐	○建築確認を他機関で受け、適合証明を当センターで申請する場合 ・検査済証(写し)	1部
☐	その他検査に必要な書類	2部

◆フラット35Sを申請する場合、追加になる書類及び設計図書

書類・設計図書		部数
☐	建築士が作成する工事監理報告書(写し) (バリアフリー性のみを希望する場合は不要)	2部
☐	○省エネルギー性で、以下の書類を利用する場合 所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることを証する書類(写し)	
☐	○耐久性・可変性を利用する場合 所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類(写し)	2部

○建設(又は設計)住宅性能評価を活用した場合

書類・設計図書		部数
☐	竣工現場検査申請書(第一面～第三面)	2部
☐	竣工現場検査申請書(第四面) (平成24年10月31日までに借入申込みを行ったお客様がフラット35Sを利用する場合のみ提出)	
☐	管理規約案 又は マンション管理規約事前確認通知書(写し) (既に提出している場合は不要)	
☐	長期修繕計画書案(写し) (既に提出している場合は不要)	
☐	委任状 (申請者以外の代理人が手続きを行う場合)	1部
☐	○一定の等級を満たす設計住宅性能評価書のみを既に取得済みの場合 ・設計住宅性能評価書(写し) (当センターで交付されたものに限る) ・設計住宅性能評価申請書の添付書類(写し)	
☐	○一定の等級を満たす建設住宅性能評価書を既に取得済みの場合 ・建設住宅性能評価書(写し) (当センターで交付されたものに限る) ・建設住宅性能評価申請書の添付書類(写し)	
☐	○上記以外の場合 ・建設住宅性能評価の検査報告書(写し) (当センターで交付されたもので、竣工前の検査で最終のものに限る) ・建設住宅性能評価申請書の添付書類(写し)	
☐	各住戸部分、非住宅部分の床面積計算図	2部
☐	敷地面積計算図	
☐	○敷地内に既存建築物がある場合 ・既存建築物の床面積計算図 (住宅部分及び非住宅部分に区分したもの)	
☐	○建築確認を他機関で受け、適合証明を当センターで申請する場合 ・確認申請書(第一面～第五面)(写し) ・検査済証(写し)	1部
☐	その他検査に必要な書類	2部

◆フラット35Sを申請する場合、追加になる書類及び設計図書

書類・設計図書		部数
☐	建築士が作成する工事監理報告書(写し) (バリアフリー性のみを希望する場合は不要)	2部
☐	○省エネルギー性で、以下の書類を利用する場合 所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることを証する書類(写し)	
☐	○耐久性・可変性を利用する場合 所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類(写し)	2部

○長期優良住宅で設計検査を省略した場合

書類・設計図書		部数
☐	竣工現場検査申請書(第一面～第三面)	2部
☐	竣工現場検査申請書(第四面) (平成24年10月31日までに借入申込みを行ったお客様がフラット35Sを利用する場合のみ提出)	
☐	管理規約案 又は マンション管理規約事前確認通知書(写し) (既に提出している場合は不要)	
☐	長期修繕計画書案(写し) (既に提出している場合は不要)	
☐	委任状 (申請者以外の代理人が手続きを行う場合)	1部
☐	各住戸部分、非住宅部分の床面積計算図	2部
☐	敷地面積計算図	
☐	○敷地内に既存建築物がある場合 ・既存建築物の床面積計算図 (住宅部分及び非住宅部分に区分したもの)	2部
☐	所轄行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類(写し) (既に提出している場合は不要。提出できない場合は、適合証明書交付前までに提出)	
☐	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の適合証(写し) (当センターで交付されたものに限る)	1部
☐	○建築確認を他機関で受け、適合証明を当センターで申請する場合 ・確認申請書(第一面～第五面)(写し) ・検査済証(写し)	1部
☐	その他検査に必要な書類	2部

◆フラット35Sを申請する場合、追加になる書類及び設計図書

書類・設計図書		部数
☐	建築士が作成する工事監理報告書(写し) (バリアフリー性のみを希望する場合は不要)	2部
☐	○省エネルギー性で、以下の書類を利用する場合 所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることを証する書類(写し)	